

# 平成 25 年度 一般社団法人 全国木材組合連合会事業計画

## 第 1 事業の方針

### 1. 我が国の経済社会の動向

- (1) 我が国の経済は、世界経済の減速、円高・デフレ等により厳しい情勢にある中、政府は日本経済再生に向けて「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況からの脱却を緊急的政策課題とし、平成 25 年 1 月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定した。
- (2) これに即し、平成 24 年度の大型補正予算が措置されたほか、経済・金融対策、平成 25 年度の予算・税制改正等が措置が進められている。このような政策の効果により景気回復、経済の再生が図られていくことが期待されている。

### 2. 木材利用・木材産業の動向と課題

- (1) 平成 24 年の新設住宅着工は、秋になってから堅調に推移し総戸数で 883 千戸、木造住宅は 487 千戸といずれも前年比 5% 程度上回る着工戸数であった。木材の需要量は、平成 23 年実績を若干上回るのではないかと見込まれている。木材価格は、昨年春～秋口に円高・デフレ、一時的な原木需給ミスマッチ等により、特に西日本を中心として丸太価格が急激に下落した。その後、幾分の持ち直しは見られたものの全体としては低迷の状況で推移した。
- (2) 国は、木材自給率 50% 達成の実現に向けて木材利用促進、木材の加工流通の効率化などに関連する法制度、諸対策などの充実強化を積極的に展開している。木材は炭素を固定し、その利用促進を図ることにより地球温暖化防止に大きく貢献できるものであり、木材利用の担い手である木材産業の振興そして地域経済振興のためにも木材利用の一層の促進が重要である。
- (3) 住宅着工は少子化等により、今後、その大きな伸びは期待し難いと思込まれる中で、木材の利用拡大を図っていくためには住宅部門における一層の木材利用率の向上のほか、公共建築物、商工業施設、身の回り製品等多様な分野における木造化、木材利用の取組みを進めていくことが緊急の課題となっている。  
住宅部門においては、消費者、建築関係団体と連携を深化しつつ地域型住宅の推進、リフォーム等への積極的な木材利用推進などにこれまで以上に取り組んでいく必要がある。特に、新たに措置された「木材利用ポイント制度」の普及等に積極的に対応していくことが重要である。

(4) 公共建築物等木材利用促進法制度に基づく市町村方針は、1,000 市町村（平成 25 年 3 月現在）で作成され、その制度は広く定着普及してきている。民間を含め公共施設の木造化等を推進し、このことの波及効果により街づくり、商工業施設等への木材利用が飛躍的に進むことが期待される。緊急経済対策の森林整備加速化基金事業では民間の公共施設もその整備対象とされた。国土交通省施策においても、大規模木造建築物の整備支援対策、法制度に基づく公共建築物の木造化の積極的推進、さらに木造 3 階建て学校の防火基準整備検討などが鋭意進められている。このような対策の有効活用、工法、木材の使い方の提案なども含め諸活動を積極的に展開していく必要がある。

(5) 気候変動枠組条約締約国会議（COP17）で、伐採木材が「廃棄された時点で炭素排出計上」という枠組みにしていくことが決定され、木材利用の気候変動緩和への役割が認められた。今後、このことを注視しつつ木材利用推進活動を展開する必要がある。平成 24 年 7 月には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、未利用材等を有効活用した新たな事業展開が期待されている。また、排出権取引、カーボン・フットプリント制度等の導入促進が進められており、これらに参加・取組みを進める木材事業者も少なくない。木材の利用推進、木材業界の多様かつ新たなビジネスチャンス拡大等のためにも、これらに対して適切に対応していくことが必要である。

また、世界の違法伐採対策推進のための合法性・持続可能性証明木材・木製品の使用への関心は広まってきており、このことへのユーザーへの一層の普及と信頼性確保の供給体制整備をさらに進めていく必要がある。

(6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では製材工場が前年に比べて約 300 工場減少するなど事業撤退が顕在化し、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。

木材産業の再興に向けた産業構造の確立のためには、加工・流通の一層の効率化とともに、特に中小の木材関連事業者の連携による生産・加工、製品供給の体制を構築していく必要がある。また、製材・加工工場にとって不可欠な原木安定確保のために国産材丸太の計画的・効率的な確保体制の確立が重要である。さらに農林漁業の成長産業化のため、ファンド支援、異業種との連携強化などが積極的に進められており、このような制度・施策の有効活用も必要である。

(7) 木材貿易関連については、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉参加が決定され、また、数カ国との間での EPA、FTA 交渉・検討が進められている。これら交渉の動向に重大な関心をもった対応が必要である。

木材輸出については、中国、韓国などに 93 億円（平成 24 年）が行われているが、このところ輸出額の伸びは停滞している。国産材輸出振興のためには、各国での日本産木材の使用推進が可能となる条件整備、普及活動に一層取り組んでい

く必要がある、また、国内の木材需給安定、世界的な木材利用推進などで海外諸国との意見交換・交流の取組みが不可欠である。

(8) 建築物や家具等に使用される木材については、品質性能の明確な J A S 製品に加え、産地等の証明のある木材製品の使用への関心が高まってきており、これらに対応した木材の供給体制整備を一層進めていく必要がある。

(9) 東日本大震災と木材・木材産業

東日本大震災・原発事故の復興に向けて、木材の需給安定や森林のめぐみを活かした復旧・復興支援の推進、特に原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理推進など適切な取組みが必要である。

### 3. 事業計画の重点

地球温暖化防止に大きく貢献する木材利用の推進、木材産業の創造的再興のため次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止に貢献する木材利用推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組み
- ウ 木材産業の再興に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

## 第2 事業計画

### I 温暖化防止に貢献する木材利用推進

地球温暖化防止、人々の健康・暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

#### 1. 消費者、需要者への普及活動

##### ア 普及活動の実施

- (ア) 規模の大きい展示会、全木連HP等において、木材の特質や住宅・街づくり・文化用品等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発を図る。
- (イ) 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材PRポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及に努める。
- (ウ) 森林整備と連動した木材普及ツアーの実施や身の回り、建築物等への新たな木材利用の取組みなどの事例発表・シンポジウムを開催し広くその普

及に取り組む。また、街角におけるミニセミナーの開催等を推進する。

イ 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力、出前講座の推進などにより「木育」活動を推進する。

## 2. 温暖化防止と木材利用

### (1) 木質バイオマス利用等の促進

ア 平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、未利用材の有効活用による新たな事業展開の道筋が開かれた。これらへの利用を含め化石燃料利用等の削減に大きく貢献できる木質バイオマスの利用の促進に取り組む。

イ その原料の供給に当たっては、林野庁の「木質バイオマス発電証明ガイドライン」に即した供給体制構築の推進に取り組むとともに、間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマス利用及び技術開発を推進する。

ウ また 低コストかつ安定的な供給体制の構築のため、路網整備、機械化、担い手の確保等を推進する。

### (2) CO<sub>2</sub> 排出権取引等の推進

新たな木材利用の推進、木材業界の経営資源拡大のため、CO<sub>2</sub> 排出権取引、税制等に適切に対応する。

ア 排出量取引、カーボンオフセット・クレジット制度などの有効活用を一層推進する。また、木材の環境貢献度を表示する「カーボン・フットプリント」、「木づかい環境貢献の見える化」などの推進に取り組む。

イ 木材が住宅に使われる場合のカーボンストック減税、森林整備・木材利用の促進のための財源対策などの実現に向けて引き続き取り組む。

ウ 京都議定書第Ⅱ約束期間の伐採木材の取扱いルールを注視しつつ、その適切な対応に取り組む。

### (3) 違法伐採対策の推進等

ア 世界的な違法伐採対策推進のため、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備、信頼性向上の一層の促進を図る。

イ また、海外の林業木材関係機関等と連携協調してその推進に努める。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組み

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

### 1. 住空間への木材利用の取組み

#### (1) 木造住宅等の取組み

ア 住宅部門における木材利用は極めて重要で、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及PRや木材利用ポイント制度の有効活用、部材・製品開発等を推進する。また地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

#### (2) 木材利用に関する建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な規制見直し、制度・対策、設計仕様等基準の充実・税制改正等に適切な対応に取り組む。また建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」「信頼」のJAS製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

#### (3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、中央の建築・設計関係団体等との連携強化に取り組む。また、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

### 2. 公共建築物・街づくり等への木材利用

(1) 公共建築物の木材利用促進及びそのことによる街づくり、商工業施設への木材利用の波及を促進するため、法制度に基づく実行性の確保や市町村方針策定の拡大の活動のほか、制度・基準、事例等の普及活動に取り組む。また、国等の整備支援対策や先進的な工法の有効活用、必要な製品供給体制、部材・工法開発等を推進する。

(2) 街づくり、商工業施設における木材利用は、需要拡大が大きく期待できる分野であり、木造化、内装材利用、遮熱材利用など、利用技術の開発・提案、普及PR等の推進に取り組む。

(3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具、さらに道路、公園等の公共土木工事への木材利用の推進に取り組む。

### 3. 地域材・国産材の利用拡大

木材自給率 50 パーセントの実現に向け、地域材・国産材の利用拡大に取り組む。

ア 「地域材を使いたいづくり」「顔の見える家づくり」、「木づかい運動」やこれらに関する「木のいえ情報ナビ」の活動推進について、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO 等との連携による取組みに努める。

イ 農林水産省の木材利用推進計画等関係機関の取組みに対応し、施設・事務所等への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。

ウ 地域材製品・部材等の安定的な供給、製品開発、特に製材品(ムク材)の利用の促進に取り組む。

## Ⅲ 木材産業の再興に向けた産業構造の確立

### 1. 東日本大震災の復興と木材需給安定の取組み

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理対策などの充実推進に取り組む。

### 2. 木材産業の経営安定化の取組み

#### (1) 経営の安定対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組む。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用と制度充実

#### (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進

イ 企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)に係る制度等を普及推進

#### (3) 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、引続き木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組む。

### 3. 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組む。

#### (1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進する。

#### (2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組みを推進する。特に品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ また、農林漁業成長産業化ファンド（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくもの）、農商工等産業連携施策などの有効活用と制度の充実に取り組む。

エ 住宅工法、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

#### (3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組み

ア 原木の安定供給確保体制の構築のため、①施業の集約化や路網・高性能林業機械の整備による低コスト生産システムの推進、②中間土場整備・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進、③高度な技能を有する担い手の確保などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

#### (4) 技術・製品開発の取組み

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。

ウ 特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等と連携して、中国、韓国等への国産材製品の輸出拡大に向けての取組みを引続き推進する。

イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

EPA／FTAなどの交渉・検討の動向に重大な関心をもった対応に取り組む。

(イ) 全米林産物製紙協会など海外木材関係団体との意見交換を引続き実施する。

## VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1. 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

(1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

ア 一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及展示会を開催するほか、HP、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」利用の普及と供給の促進に取り組む。

イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS規格製品の率先使用の働きかけを推進する。

ウ 都道府県産認証木材制度へのJAS製材規格の活用とそれら制度に基づく認定工場のJAS製材認定工場登録を推進する。また、必要な制度改善、規格見直し等の検討・提案活動に取り組む。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引き続き適切に実施する。

(3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の取組み

ア 合法性証明木材の証明チェーンの更なる確立のため、合法木材認定事業者の拡大と木材取扱い関係事業者の理解促進に努める。



イ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進とそれに基づく製品供給の推進に取り組む。

(4) 木材の健康・安全対策

ア 木材の健康性能の普及

(ア) 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組む。

(イ) アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。

(ウ) 自然素材（ムク材）は、健康に影響のある化学物質を放散しないことを P R し、内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

イ 製材木くずの取扱い

製材端材等の木くずを燃料とする場合の取扱いについては、環境省の整理に基づき、引き続きその適切な対応に取り組む。

## V 組織活動の活性化等

### 1. 全国木材産業振興大会の開催

第 48 回全国木材産業振興大会を、11 月 21 日に埼玉県さいたま市において関東支部の協力の下に開催する。

### 2. 団体活動の活性化等

(1) 制度・施策の提言等

国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との意見交換、木材・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組み

ア 全木連 HP、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

(4) 各種委員会の開催

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために委員会の開催を実施する。